

令和4年度 広陵町教育委員会会議

○ 開会及び閉会

令和4年11月28（月） 午前 9時00分開会
同日 午前11時53分閉会

開催場所： 広陵町役場 3階 第1委員会室

○ 出席委員の議席番号、職名及び氏名

（教育長）植村佳央、 1番委員：（教育長職務代理者）松井秀史、
2番委員：奥田俊詞、 3番委員：岡野聰子、 4番委員：臼井 有香

委員の他、会議に出席した者の職名及び氏名

教育委員会事務局教育振興部長	村井 篤史
教育総務課長	福田 順子
学校支援課長	池端 徳隆
生涯学習文化財課長	尾崎 充康
けんこう福祉課こども局長	谷野 良隆
こども課長	佐々木 計也
スポーツ振興課長	坪水 裕子
図書館長	尾藤 肇子
広陵町・香芝市共同中学校給食センター協議会課長補佐	南 雄太郎
教育総務課指導主事	小咲 博幸
教育総務課指導主事	濱田 健二
学校支援課指導主事	阪口 妙子
学校支援課指導主事	福井 康博

4 議案（1）後援名義使用許可申請について（「子どもの潜在能力を引き出す脳科学」講座について）

○教育長 それでは、議案のほうに入らせていただきます。

まず、1つ目でございます。後援名義使用許可申請につきまして、まず1つ目、「子どもの潜在能力を引き出す脳科学」講座についてということで、22ページをご参照ください。

教育総務課指導主事、説明をお願いします。

○教育総務課指導主事 失礼します。22ページご覧ください。

一般財団法人日本リーダー育成推進協会より、後援名義申請が提出されています。事業名は「子どもの潜在能力を引き出す脳科学」講座です。目的ですが、最新の心理学・脳科学に基づいた「子育てに対する向き合い方」を初め、「子どものセルフイメージを高めるポイント」などについてお伝えすることで、新型コロナウイルスを含む社会情勢の変化による、保護者の不安や、子育てへの負担を軽減する一助となるようにという目的が示され

ています。開催日程は来年なのですが、令和5年6月14日、水曜日、15日、木曜日、17日、土曜日、18日、日曜日で、開催時間は各日9時半から13時となっております。オンライン講座での開催となっております。参加者ですが、対象者は小学生のお子様がいる保護者ということで、参加人員は一般参加者で奈良県内見込みで130人となっております。参加費は無料です。あと、ほかの後援予定といったしましては、広陵町教育委員会以外に大和郡山市の教育委員会、香芝市教育委員会、斑鳩町教育委員会、宇陀市教育委員会への打診をされております。

あと、23ページ、事業計画書、24ページに收支予算書、25、26ページには前回の今年5月になりますがチラシを添付しております。

ご審議よろしくお願ひします。

○教育長 ありがとうございました。今、教育総務課指導主事から説明がございました。「子どもの潜在能力を引き出す脳科学」講座についてということで、これ以前に1回ありましたね。そのときは多分、有料で参加費が何か高かったのでは。これ許可のでしようか。その辺記憶にはあるのですが、どうでしょう。

○教育総務課指導主事 今年の5月ということで、いつも1年前の11月頃に申請持ってこられるのですが、多分許可、この大変小さいコピーになりますけど、この去年の中には書いてあります。広陵町書いていますので、許可していると。

○教育総務課長 1回保留にさせていただいたと思うのです。有料サイトに移行するというので。条件をつけて許可をしたと思うのですね。勧誘をしないということの条件でさせていただいたかなと。

○教育長 それで許可したことになりますね。分かりました。ということです。委員の皆さん、どうでしょうか。要は各小学校へチラシをまくということになりますよね。

○教育総務課指導主事 はい。そうです。

○教育長 どうでしょうか。前回は条件つけてというか、結局無料でオンラインになったので許可したことになります。全国ですね。どうでしょうか。よろしいでしょうか。奥田委員さん、よろしいですか。

○奥田委員 前回もあまりお勧めはしないということで基本的にまずはこの方が、この脳科学という言葉を、言葉というのはこの脳科学ということで勧誘をなされることについて、ちょっとこれは専門家がおっしゃらないのですが、内容を見ていますとちょっとというふうには思います。あと、前回広陵と斑鳩だけなのですよね。奈良県でいくと。この近辺のところへは依頼はされなかったのか、されたけれども見送られたのかですね。今年もどうされたのかというようなこともあります。これ前回は、今回は見えていませんが、前回この方々がされているセミナーというのを、要は勧誘が紐ついているような感じもされたという。それがないということで、しないということで前回は多分したのですけど、今回はそれがないのか。前回やってやはり今回もどうぞというのには、前回のそのしないということが生きるのかどうかということですよね。ここは無料ですが、そこから実はここはここまでですけども、会員になっていただけたらもっとあるんですよみたいな話になるのか、ならないのかをちょっと懸念するところはあることはあります。

○教育長 はい、分かりました。奥田委員さんのほうからそういうご意見いただきました。私も確かにいろいろな面で、一旦保護者が申し込まれて、あとに勧誘されるではな

いかと感じました。前回もそれは思ったのですが、条件つけて何らかの形で承認はさせてもらったとは思うのですけどね。

松井委員さん、どうですか。前回は承認したという状況あるのですけど。

○**松井委員** 今、奥田委員さんがおっしゃられた心配はあるかも分かりませんが、条件としてこの後援に伴ういわゆる勧誘活動等は一切行いませんというふうに、承認に際して、そういう文言を入れたという気はします。

○**教育長** そこに1つ条件を入れて、とにかく勧誘をしないということですね。

臼井委員さん、どうですか。

○**臼井委員** ちょっとチラシの中で何か見る見ると書いているのは不安を感じるのですが、もう率直な感じでいくとこの日本リーダー育成推進協会というところ自体は、非営利活動法人なのですよね。で、勧誘するというのは何でかなという気はするのですけど。

○**教育長** 非営利だからNPO法人ですよね。

○**臼井委員** そうですね。どういう形で経営されているのだろうと思います。このチラシを見て聞きたいなという人はいるだろうなとは思います。これ、1年生っておっしゃっていたのは、小学生のお子さんがいる方なので、小学生の保護者じやなくて子どもに全員にこのチラシを配るということですか。

○**教育総務課指導主事** 小学校だけに配るということになります。

○**臼井委員** 小学校の。

○**教育総務課指導主事** 保護者にという。

○**臼井委員** 保護者に。

○**教育総務課指導主事** はい。

○**教育長** 保護者が対象ということで、ここに書いているのは現在130という一般参加者見込み130人、奈良県内と書いているのですが、どういうこと。130限定というか、だからそれだけ130人に抑える、オンラインということになっていますよね。

○**臼井委員** ここに書いているその他の後援等に書いている、申請予定のところがほかとなっているから一応奈良県内全部聞いて行かれるのですよね。

○**教育長** そうですね。

○**臼井委員** 承認されたところの小学校だけにこれを配る。

○**教育長** ですよね。

○**臼井委員** それで去年2つ。大体去年が多分それぐらいの人数だったから見込みと書いているのかなとは思う。ほかの地域の方はどうして承認されなかつたのかなというの気になりますね。

○**教育長** 他市町村の状況を確認してもらってはどうでしょう。実際は6月ですよね。まだ日があるので、もう一度そこの確認をしていただいて、次の定例教育委員会で再度確認した上で話をしてもらって、その上でというのはどうでしょう。お願ひできますか。

○**教育総務課指導主事** はい。

○**教育長** それでよろしいでしょうか。委員の皆さん。すみません。ありがとうございます。

それでは、1つ目終わらせていただきます。

4 議案（1）後援名義使用許可申請について（「手と手をつなぎ 中央公民館建替え

へ！ “第2回～春風にのせて～チャリティー文化のつどい”について）

○教育長 続いて、2つ目です。「手と手をつなぎ 中央公民館建替えへ！ “第2回～春風にのせて～チャリティー文化のつどい”」の後援名義の使用について、27ページをご参照ください。

これについて、教育総務課指導主事、説明お願ひします。

○教育総務課指導主事 それでは、続きまして、27、28ページです。手と手をつなぎ 中央公民館建替えへ！第2回～春風にのせて～チャリティー文化のつどい実行委員会より、「手と手をつなぎ 中央公民館建替えへ！ “第2回～春風にのせて～チャリティー文化のつどい”」の後援名義の依頼が来ております。目的は今年の3月に行われました、広く町民の皆さんに公民館の建替えの意義を知ってもらい、わずかであるけれども建設資金にも寄与できるようということで、チャリティー文化のつどいを開催されました。そこで、来年の3月にさらに多くの町民の方々に公民館の建替えの意義を知っていただいて、人々が気軽に利用でき、豊かな文化が花開く、生涯学習の推進、文化、芸術推進の拠点施設の早期実現を願って、「第2回チャリティー文化のつどい」を開催したいということです。

次の28ページに、詳しい概要が載っています。開催日時は2023年3月5日、日曜日の13時30分から16時ということです。開催場所は広陵中央公民館かぐや姫ホールとなっております。舞台企画といたしまして、広陵中学校のプラスバンド部を含め9団体となっております。あと、ロビー企画といたしまして、賛同が得られれば絵画、写真、俳画等の展示を行うと考えておられます。運営に関しての財政面につきましては、チャリティー開催の趣旨を参加された町民の皆様にご理解いただき、寄せていただいた寄附金については公民館建替えの建設資金に寄附されるということです。その他開催必要経費につきましては、育成クラブ初め賛助出演していただいた皆様には無料出演ということで、あとチラシ・プログラム等必要な経費については実行委員会が負担とされるということになっています。感染症対策としまして3つの項目、公民館利用時の感染対策を実施、マスク等。それから、館内放送で徹底。それから、開催時の感染状況に、参加者の皆さんにつきましては予約制とするなど感染対策を徹底されるということです。

以上です。ご審議よろしくお願ひします。

○教育長 ありがとうございます。このチャリティーコンサートは、昨年に第1回を開催されました。3月の初めでしたかね。私も参加させていただきました。そのときは感染対策も気にはなっていたのですが、最初に子どもたちのダンスがあり、保護者がたくさんられて全席埋まるような状況となり、感染対策について大丈夫かなと私もすごく気になつたことがありました。今回はそのダンスとかは書いていなかったので、子どもたちは少ないのかなと思います。実行委員の方のお一人、寺井さんという方がこの前來られて、広陵中学校の吹奏楽部に出演してほしいということで話があつて、広中の校長に話をさせていただきました。その中で、校長としては吹奏楽部がコロナの関係で出演が限られている状況があるので、子どもたちにしてみれば1つの機会として出演できるというのはいい機会なので、私としても出してあげたいというござりました。その結果、チラシに広陵

中学校のプラスバンド部というのが入っていると思います。昨年も承認させていただいた状況があるとは思うのですが、公民館建替えということが前回に出ている状況である意味のネックになっている部分がございますが、どうでしょうか。

○学校支援課長 すみません。去年はぎりぎりに持って来られて、そういう話があつて、後援してほしいとのことでした。チラシが間に合わずどうのこうのとかいうような話、それであれば申請中で予定というふうに入れておいてくださいというようにさせていただきましたし、感染対策というようなところも全然ありませんでしたので、差替えをしていただきました。今、教育長おっしゃったように、この文化芸術活動ということに関しては何かそのいいことをしていただくということで、それについてはもう全く持って異論はありませんが、公民館の建替えというのをあまり前面に持って来ないでほしいという要求はさせていただきました。しかしながら、出てきたチラシというのはしっかりと書いてあつたということです。ただ、今回は早く持ってきていただいておりますし、その辺のところも踏まえてということで、継続していきたいようなことも私のところにちょっと寄つていただいた時には、そんなことは言っておられましたが、去年は確か二十何万ぐらいでしたか。そういうチャリティーの部分がありましたのでということでご寄附をいただきました。ちょっと参考にまでに申し上げました。

○教育長 ありがとうございました。このことについて委員の皆様、ご意見どうでしょうか。

○松井委員 これチャリティーという言葉ね、これこういうときに使うのでしょうかね。ちょっと言葉の使い方がね。それともう1つ、行政の施策に自分たちの要望を出していく手段として、こういうことが適切なのかどうかね。これ子どもたちを使うと言つたらしかられますけどね。子どもたちを巻き込んでいるというのは、そうするとほかのことに対する、活動に対して子どもたちを例えれば集会するから来てくださいとかね。そういうことと結びついていくことにならないのかどうか。学校の中立性ということを考えれば、いえばその行政的、政治的、そういうことに関係のあるといった会合には子どもたちを引き込まないというのが原則だと思うのですが。

○教育長 ほかどうでしょうか。

○臼井委員 これ、そもそもどういう考え方でこの開催になったのだろうって。公民館が古くなつて建替えるかどうかというのは、その表に出る話じゃないのですよね。多分。議会の中で予算が組まれて、本当はそういう流れじゃないのですかね。

○学校支援課長 ちょっと経緯を申し上げますと、公民館を建替えてほしいという要望というか要求課題みたいなものが、公民館を利用されておられるお方から、もう古い施設だし、いろいろな要因で建替えてほしいということで、利用者とともに住民さんのほうにアンケートをされました。

○教育長 署名運動ですね。

○学校支援課長 アンケートじゃない、署名運動ですね。

○教育長 署名運動です。それで結局1万人の署名が集まつたのです。

○学校支援課長 ですので公民館を早期に建替えてほしいと。ちょっと私見が入らないように言つてはいるつもりなのですけど、初めは当初はやっぱりそんなすぐにはいかないだろうから今後について、公民館というようなものはやっぱり広陵町にふさわしい公民館

が欲しいと、そういう意見があるということを分かってほしい。そのすぐにどうのこうの言うのではないというところでしたが、だんだんと早く、早期にというようなことになってきました、1万人の署名とともにこれだけの要望があるのだから受け止めてほしいというのが前面に出てまいりました。ただ、そのやり方に関してはそれがいいというようなことはちょっと私はコメントできませんが、現状で町長は自分の任期中にしっかりと答えを出すと。方針を出すというふうに議会でも明言しておられます。町長からの発言は、今までの議事録を見ても自身でも言っておられます。私は建替えしますというふうに断言はしていませんといふことも言っておられます。それでそういう一定の方向性も出て、広陵町の文化芸術というのはもうどういうふうにしていくのか、そのことに関してハードについても必要なものが出てくるということで、過去に数年間でそういう審議会を開催しております。その一応答えが出ているのですが、そんなことよりも何よりももう早く建ててほしいという一点で、極端な言い方をしますとそういうふうになってきております。それがちょっと何と言うのか、町長が一定の判断をしておられるにもかかわらず、やっぱりその辺が要求課題としてはきつくなっているのかなと思います。

○臼井委員 要望が強い理由というのは、例えば耐震性の問題なのか。そんなのは。

○学校支援課長 いえ、耐震は問題はございません。それで、そういうことを外からでもそういう声があるんだというようなものを認識してもらうということで、こういうコンサートを計画されたのだと思います。そういう声をあげ続けなければ、もう財政面とかいろいろなことで、言葉は悪いですけどもなし崩しにされる可能性がある。役所みたいなのはそんなものというような意識を持っておられますので、私も担当していましたので、何回もそういうアプローチしていろいろと非公式にもそういう審議会の場ではなしに、面談してほしいとか言われたときについてはもう面談もさせていただきました。ただ、一定の間隔で線は近寄りますが交わることはなかったです。まずハードが先という考え方は今の時代できません。建てるにしても説明もいります。後年度に財政負担を残すわけにもいきません。そういうところで、ただ、建てるとしたら場所的なものはさっきのこども園じゃないんですけども、こういう場所が望ましいと。ホールについてはこういうホールが望ましいだろうというようなところも打ち出しました。

○臼井委員 かぐや姫ホールの隣を建替えるじゃないのですか。

○学校支援課長 いや、全部建替える。

○臼井委員 ホールも。

○学校支援課長 ホールも全て。

○臼井委員 あれ、もったいない。まだ新しい。

○学校支援課長 ただ、話がだんだんややこしくなりますが、現在の公民館というのは建築基準に適合した建物ではないのです。法律が変わりまして建築確認というのか、その辺のところの手続が昔のことですので極めていい加減です。言葉は悪いですが、違法建築ですね。既存不適合というのですが、勝手にかぐや姫ホールの改修もした経緯もあります。そういう建築の側からしたらそうなってくるのですが、町が勝手にそんなことをするというようなことは通常考えにくいので、利用者の方がこういうふうにしてほしいと。こういうふうなところもあつたらいいんだというようなところで、時代の背景として法的な手続をすっ飛ばしてやったというのが本当のところなのです。

○教育長 それで、もう1点は、その建替えの関係からいわゆる広陵町の公民館建替え及び文化芸術の振興の在り方検討委員会というのが2年間、そういった検討をずっとされて1つの答申も出ましたし、それを教育委員会でも今年の4月ぐらいに報告はしていましたかと思っていますので、それについては尾崎課長が一番関わってきたので、もしよかつたら生涯学習文化財課長、ちょっと説明をしていただけませんか。

○生涯学習文化財課長 今、出てまいりました、広陵町の公民館建替え及び文化芸術の振興の在り方検討委員会について説明させていただきます。

こちらは、こういった今まで説明させていただいたとおり、要望活動がありまして、やっぱり町としてもしっかりと議論していかなければならないというところで、そういう委員会を立ち上げました。要望されている方は、自分たちの活動する場所を新しくしてほしいねんということのみでお話されているのですが、実際のところ公共施設を建てるとなりますと、建てるときのイニシャルコストだけじゃなくて、建てた後80年、場合によっては100年近くその施設を使っていくということを念頭にしながら考えなければなりません。また、建てたらそのままずっと使い続けて壊れたときに直すのではなくて、やはり予防保全という観点から、大体20年に1回大規模改修工事を入れながら機能を維持していくという考え方方が今の考え方になっています。

実は広陵町の全体を見渡しますと、庁舎も公民館もそうなのですから、大体40年の後半から50年代、60年代に建築された公共物がすごくたくさんあります、それも老朽化の問題を抱えている状況ではあります。非常に町の財政が潤沢であれば、じゃあ建替えますよということできるのですが、そういったこともそうですし、逆に公共施設の総面積になると学校教育施設がすごく大きい面積を占めておりまして、特に公共施設の管理契約の中で検査をしますと、新しいと思っている真美ヶ丘中学校の校舎も非常に劣化が進んでいるような状態もありますので、公共施設全体としてどう考えていくのかという、大きな公民館だけじゃなくて町全体のそういう視点からも検討する必要がありました。その中で公民館を議論するに当たりましては、やはりその入れ物だけを考えるのではなくて、その入れ物の中でどういったことをやっていくのか。それから町として今後どういった文化施策を進めていくのかということの2つの側面から、いわゆるソフト面とハード面からの両側面からの検討が必要になりましたので、こちらの在り方検討委員会のほうでは2年間、12回にわたる議論をさせていただきました。ソフト面では、現状の公民館活動というのは特定の団体が優先的に使う状態で、若者であったりとか子育て世代がなかなか使っていない現状もあります。そんだけではあきませんよということで、広陵町の文化芸術、芸術活動をしているのは公民館だけじゃなくて、公民館以外のところでもいろいろな活動をされていますし、学校でもそうです。大学もあります。そういった中のその文化芸術活動を町としてどのようにやっていくのかというのを定めた広陵町の文化芸術基本計画というのを、その委員会の中で定めました。もう1つのものが、今後公民館としてどういったものが必要なのかということを議論する内容を議論させていただきました。その中で出てまいりましたのが、ただ、活動する場じゃなくて、公民館の貸し館というのばかりじゃなくて、やはり公民館として何をしていくのかということが重要になります。やはり公民館の中では様々な団体であったりとか、様々な活動、それから様々な分野の文化芸術活動をつなげてそれを広げていくという活動、それから逆に、公民館の講座とかそういう

た活動に参加したいのだけども参加できない人たちが大勢いらっしゃいます。そういう方にもアプローチしていくアウトリーチ活動とか、それとまた学校との連携とかそういうことも機能としては入れていかなければなりませんよねという形で、在り方という形にさせていただいたのです。結局それで今の公民館のこともありますので、建設するのであればどういった機能を持ったものが望ましいかということで、ホールにつきましては今408人入れるホールになっているのですが、将来的に人口も減少していくので大体300人規模のユウヘイキのほうと、様々な使い方ができるような部屋の公民館が望ましいですよねというザックリとした話がまとまりました。建設の予定の場所としましては、今の場所で建替える案であったりとか、クリーンセンター、今、リレーセンターというのですけど、そのところに建てる案。それから、竹取公園周辺といたしましては、図書館の向かい側であったりとか、竹取公園の駐車場が適地として考えられますよねということにはなったのですが、やはりあくまでも案でありますので、やはり今さっき申し上げました公共施設の問題とかそういうものを、また町の財政面とか将来展望をしっかり考えた上で検討しなければならないという形でまとめたものでございます。

○教育長 ありがとうございます。という経緯がありましたので。

○学校支援課長 これ町のほうでも後援名義の申請が出ています。

○教育長 行ってますね。はい。だから、そこは町と連携すべきで、片や町は承認するが、こっちは承認しないというのもちょっと変な話ですので、取りあえずは町と連動させる必要があるかなと思っています。昨年はそういう中で承認はさせていただいた状況がございます。今の御意見も含めて少しこちらのほうでも町当局と協議させていただいて決定していけたらと思います。今の段階では保留ということでよろしいでしょうか。これもまた次の教育委員会で一応確認をしたいと思います。ありがとうございます。

4 議案 (1) 後援名義使用許可申請について(「平和への願い」を祈る、青少年奉仕事業について)

○教育長 続きまして、3つ目でございます。「平和への願い」を祈る、青少年奉仕事業について、やまと西和ロータリークラブから後援申請が来ております。29ページをご参照ください。

教育総務課指導主事、お願ひします。

○教育総務課指導主事 29ページから34ページに資料がございます。やまと西和ロータリークラブより、後援名義の使用申請が提出されています。行事の名称は「平和への願い」を祈る、青少年奉仕事業ということで、2つの企画があります。1つは「桜の下で君と」の2人芝居、もう1つは「平和への願い」ポスターコンクールでございます。目的といたしましては、国際情勢が不安な状況の中で、国際平和の願いを青少年だけでなく、改めて考える機会を作りたいという目的が書かれています。ほかに後援名義の依頼は、北葛城郡4町、広陵、王寺、上牧、河合の教育委員会に申請されておられます。

まず1つ目の「桜の下で君と」の企画、2人芝居についてですが、30ページをご覧ください。日時は令和5年3月21日、祝日、14時から17時10分、場所は河合町立文化会館「まほろばホール」大ホールとなっております。対象者ですが、小学校4年生以上、中学生、一般ということです。事業内容ですが、「桜の下で君と」と題しまして、吉本興

業のアップダウン（札幌出身）による2人芝居音楽劇「桜の下で君と」が行われます。音楽劇は15時から17時ということです。内容的には1945年（昭和20年）5月、鹿児島県の陸軍知覧飛行場から2人乗り戦闘機で特攻した教官と教え子の絆の物語となっております。同時実施といたしまして、引退盲導犬支援募金、ウクライナ支援募金を行うとともに、この後、説明します2つ目の企画でありますポスターコンクール表彰が行われます。実施予算といたしましては、ロータリー地区補助金84万5,668円を含むということで、予算書は提出されていません。実施スケジュールと当日タイムスケジュール案がそこに示されています。31ページ、32ページは、音楽劇のチラシとなっております。

続きまして、33ページ、34ページにあります2つ目の企画についてです。33ページご覧ください。2つ目の企画は「平和への願い」ポスターコンクールについてです。趣旨は、次代を担う王寺町、河合町、上牧町、広陵町内の中学生及び小学校4年、5年、6年生の世界平和への関心を高めるとともに、ポスターの作成を通じて、平和がいかに大切であるかということを正しく理解し、平和学習への醸成を図るとなっております。テーマとして「平和への願い」をテーマにして、平和がいかに大切であるかということを正しく理解し、世界平和への関心を高める目的としたポスターを募集するということです。対象は、4町の中学校及び小学校4・5・6年生に在籍している者、募集期間はもうすぐですが、令和4年12月1日から令和5年1月31日必着となっております。作品規定は、四つ切用紙に画材、画法は自由で、1人1点の応募となっています。作品中に平和に向けた文言・キャッチコピー等を入れるなど、機運を高めるものであることとなっています。応募方法は、在籍中学校及び小学校単位で10作品以内ということで示されています。審査については、主催者において選定した審査委員で構成する審査委員会によって、作品のデザイン性、メッセージのアイデア・妥当性について審査するということが示されています。

次のページに、表彰内容ですが、最優秀賞、優秀賞、入賞、佳作等点数が書いています。その表彰を3月21日、その2人劇のときの中でもほろばホールにて表彰式を実施することになっています。副賞で5,000円分の図書カード、かなり高価なものになっております。あと、参加賞はボールペンとなっています。ただ、先ほども言いましたが、年末年始の作品募集となって持って来られましたが、学校現場としましては、中学受験・高校受験を初め、各校種、各小中、各学年において年末年始は学校、家庭でいろいろな行事もあって、作品の提出数が少なくなることが考えられます。その点についてはロータリークラブさんも考えておられます、各町が作品を募集したり、各校が必ず参加するというのではなくて、教育委員会としては紹介し、自由応募ということで出すというように確認はしております。

西和ロータリークラブの申請については以上です。ご審議よろしくお願ひします。

○植教育長 どうもありがとうございました。このことにつきましても、郡の教育長会のほうでも議論をさせていただいておりまして連絡を取り合っていました。これも初めての状況があつてどんな形で、承認すべきなのか、今、私は郡の教育長会の会長をしていて、その辺でいろいろご意見いただいたのです。基本的には子どもたちにこの時期というか冬休みにはあまり宿題も出さない状況があるし、また、一律に強制的なことは絶対してはいけないと。本当にポスターが集まるかどうか分かりませんよという形で、

ロータリークラブの代表の方にはお話をされました。うちも同じような状況で話をさせてもらって、上牧町のほうでは小学生には、かなりの負担と先生方にも負担がかかるため、その辺では厳しいので、できたら中学校の美術部ぐらいに声かけて何点か書いてもらったらどうだろうということも、上牧の教育長は言っておられました。そのことも踏まえて、今度12月の校長会で話をさせてもらおうかなと思っております。取りあえずは北葛4町としては承認をする方向でということで、そんな強制的にポスターを書かせるというのではないでの、その辺は十分分かっていただいた上で承認というような形になっております。ちょっと補足させていただきました。

ということで、委員の皆さん、どうでしょうか。

○松井委員 それで結構です。

○教育長 それでよろしいでしょうか。では、そういうことで承認ということでよろしくお願ひします。ありがとうございました。

4 議案 (1) 後援名義使用許可申請について(「第7回団士郎家族漫画展・講演会」と「対人援助職者のための家族理解ワークショップ」について)

○教育長 続いて、最後の後援名義です。「第7回団士郎家族漫画展・講演会」と「対人援助職者のための家族理解ワークショップ」についてということで、これは例年していただいております。NPO法人の家族・子育てを応援する会のほうから出ております。これについても、教育総務課指導主事、お願ひします。

○教育総務課指導主事 35ページから41ページをご覧ください。36ページ、特定非営利活動法人家族・子育てを応援する会より、「第7回団士郎家族漫画展・講演会」及び「対人援助職者のための家族理解ワークショップ」開催についての後援名義の申請が出されています。事業名は、「第7回団士郎家族漫画展・講演会」「対人援助職者のための家族理解ワークショップ」です。目的は、子どもが健やかに育つことを願い、地域全体で家族・子育て・対人援助職者を支援するまちづくりに寄与するためとなっております。実施日時・場所ですが、団士郎家族漫画展は広陵町立図書館展示ホールにて、令和5年2月26日、日曜日から、令和5年3月12日、日曜日まで、9時30分から17時まで、ただし、休館日は除き3月12日は正午までとなっています。団士郎講演会は、広陵町立図書館視聴覚室で、令和5年3月5日、日曜日、14時から15時30分です。どちらも参加費用は無料です。

続きまして、3つ目の対人援助職者のための家族理解ワークショップは、ふるさと会館グリーンパレス中研修室で、令和5年3月4日、土曜日、13時から17時となっております。参加費用は4,000円となっております。参加予定人数は300人ということで、ただし、団士郎講演会は定員25人、対人援助職者のための家族理解ワークショップは定員は15名となっております。予算書につきましては、39ページにございます。ご確認ください。また、40ページと41ページには前回のチラシを印刷して入れさせていただいております。また、添付資料の(2)のところにも書いていますが、第6回の団士郎家族漫画展・講演会の報告資料や予算書、第6回の予算書、今回のパンフレット、通信、活動案内チラシ、対人援助学マガジン掲載分の添付資料などについては、別個にいただいているのですが、添付はしておりません。私の手元にございますので、ご覧になりたい場合は

私に声をかけていただいたらと思います。

以上です。御審議よろしくお願ひします。

○**教育長** ありがとうございました。これについては毎年、後援の承認をさせていただいております。私もずっと出席をさせていただいております。本当にいい話をさせていただいておりまし、木陰の物語という、毎年1つずつ書いておられますが、すごくほのぼのとした中にも胸に刺さる部分もありますし、そういう漫画です。これについて何かご意見、それからご質問等がございましたらお願ひします。ご質問等はございませんでしょうか。

○**岡野委員** 去年はこの対人援助職15人を対象にした参加費用は3,000円で、今年は4,000円で上がったのだなって。間違いではなく上がったということで。

○**教育長** そうなりますね。

○**教育総務課指導主事** そうですね。昨年のパンフレットには、3,000円と書いていますけど。

○**岡野委員** はい。ちょっとそれだけすみません。

○**教育長** 昨年は3,000円でしたね。

○**松井委員** これは町当局も後援なさっているのですか。

○**教育長** はい。広陵町のほうも。必ず町長といつも一緒に行かせてもらって、町長がいつも挨拶されて、最後私が終わりのときには挨拶をさせていただいている状況です。

○**松井委員** そしたらもう後援でいいと思いますけど。

○**教育長** 昨年からこのワークショップを始められました。そこまでは漫画展と講演会のみだったのですが、かなりその対人援助というか子育てに対して悩んでおられる方が結構おられて、その方のいわゆる支援をされる方にこんなことをしてはどうですかみたいなことでワークショップを昨年はされたみたいで、結構そこは良かったみたいなのです。そういう方は増えていくことが子育てにとって大事なのかなと言っておられましたので、なぜかそこは1,000円プラスになったのは、内容が濃くなったのかもしれません。分かりません。そこは。よろしいでしょうか。それでは、承認ということで。はい。ありがとうございます。

4 議案（2）小学校給食費改定額（案）について

○**教育長** 続いて、2番目です。小学校給食費改定額（案）について、42ページをご参照ください。これにつきましては、教育総務課長、お願ひします。

○**教育総務課長** 私のほうから給食費改定（案）ということで、前回の10月28日教育委員会にかけさせていただいているのですが、そこからの改定ということで説明させていただきたいと思います。

前回、教育委員会にかけさせていただいたときには、9月の保護者様の給食委員会で4,500円という月額の案でご承認いただいた上で4,500円のうち300円を据置く、町の補助をさせていただきながら来年度1年はどの給食費が妥当なのかということを考えさせていただきたいという説明をさせていただいたのですが、その後の教育委員会や総合教育会議で中学校と小学校では年間の実施回数が160回と182回と大きく変わることや1食単価も違うので、それであれば小学校が中学校の給食費を上回ってもよいのではな

いかという意見もいただきまして、再度教育委員会のほうで考えさせていただきました。そしてこの11月に牛乳が1本当たり2.06円値上がるという旨の通知が届いておりまして、そのことも考え方をさせて別紙でつけております改定額の算出根拠という資料を見ていただければと思うのですが、こちらのほう再計算をさせていただきました。

○教育長 1枚ものの。

○教育総務課長 パワーポイントの資料になります。前回にお示しさせていただいたものから額のところだけを変えさせていただいております。まず、上からAとされているのが主食増加額です。こちら4.54円、こちら変わりありません。そしてB、牛乳増加額ですが、前回9.09円と説明させていただいたところに、11月に通知のとどいた値上げ予定分2.06円を加えさせていただきました。そしてCとして副食増加額21.39円、これを足しますと1食当たり37.08円増額するということです。これを今、提供しております253円に足しますと290.08円となりまして、月額（年間182回）を掛けますと5万2,794.56円、これを11カ月で割りますと一月当たり4,799.50円が必要とする額と算出されます。そこで改定額の案、その下の部分ですが、教育推進補助金として1食当たり10円の補助をさせていただく分については変わりありません。食数当たり10円掛ける182回で年間1,820円町から補助を1人当たりさせていただいて、5万2,794.56円から1,820円を引き、5万974.56円が年間にかかる額です。これを11カ月で割りますと4,634.05円となりますので、教育委員会としては月額4,600円で実施ということで提案させていただきたいと思います。

教育委員会資料の42ページです。この額を踏まえまして、給食費は条例で定められておりますので、条例の一部改正をさせていただきたいと考えております。

1、改正理由といたしましては、近年の物価上昇、令和元年10月1日からの消費税及び地方消費税の税率の値上げ等による食料費の高騰により、従来の学校給食費では学校給食の材料の確保が難しくなっているところです。学校給食の提供回数が多く、影響を強く受ける小学校において令和5年度から学校給食費を増額するため、所要の改正を行うとともに、その他規定の整理を行うもの。

2、改正内容です。（1）小学校の学校給食費（月額）の増額、小学校の学校給食費の月額を400円増額し、4,600円とするもの。（※令和5年度の徴収額は、据置きとする特例措置を設ける。）こちらのほうは、町の補助を400円させていただいて1年間コロナ禍の経済支援と保護者への周知ということで、1年4,200円で料金を据置くということを書いております。（2）減免規定の整理です。減免措置の決定を教育長が行う旨、明確化するもの。今の条例のほうで減免を「教育委員会が」と定めておりましたが、こちらを「教育長が」に改正するものです。

続きまして3、施行期日です。この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、公布の日から施行する。ということで、減免規定のみを施行の日からとさせていただきました。

その次、43ページです。こちらが条例になりますが、広陵町学校給食費徴収条例の一部を改正する条例、広陵町学校給食費徴収条例（平成6年3月広陵町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条の表小学校の項中「4, 200円」を「4, 600円」に改める。

第4条中「教育委員会において」を「教育長が」に改める。

附則に次の1項を加える。

(令和5年度における学校給食費の徴収の特例) ということで、3、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に広陵町立小学校で実施する学校給食における学校給食費の徴収に係る第3条の規定の適用については、同条中「月額」とあるのは、「月額4, 200円」とする。

附則、(施行期日) 1、この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置) 2、この条例による改正後の第2条の規定は、令和5年4月1日以後に実施する学校給食に係る学校給食費の徴収について適用し、同日前に実施した学校給食に係る学校給食費の徴収については、なお従前の例による。

こちらは、給食費の徴収の仕方だけを書いているもので、3月分までは4, 200円、それ以降は4, 600円で徴収するということにしております。

以上となります。

○教育長 ありがとうございました。今、教育総務課長から説明をしていただきましたが、これについてご質問、またはご意見等がございましたらよろしくお願ひします。いわゆる前々回のときは4, 500円と、この教育委員会の中では承認を受けましたが、その後、総合教育会議があって、それも含めて一番問題になったのは11月1日から牛乳が大きく値上げになったというのが最大の原因かというように思っているのです。そういう中で4, 600円、しかも前も言つていただきましたように、中学校と同額でなくともいいだろうというご意見もいただきましたので、最終的に事務局のほうで考えた案としては4, 600円というふうにさせていただいた状況でございます。このことについて何かご意見とかご質問ございませんか。

○臼井委員 すみません。これ、令和6年の3月までは補助するというのが決定なのですね。令和6年の4月からは一気に4, 600円になりますよという予告をしていると捉えていいですかね。

○教育長 そうですね。はい。そこが、その辺、本来であればもうそれやったら1年据置いたらいいのではないかという話もあったのですが。事務局としてはできたら上げておきますが、1年間はその物価高騰の状況もあるので、1年間据置いてその1人当たり400円については町から補助させていただくということを認識してもらったほうがいいのかなということで、そういう案にさせてもらったのです。なかなか議会の承認をもらえるか分かりませんが。

○臼井委員 これはどういう形で周知されるのですか。保護者には。

○教育長 保護者には取りあえずは、教育委員会でまず決定していただいたら、あさっての議員の全員協議会のほうで再度説明をさせていただいて、こういう決定があったのとということで話をさせていただきます。最終的には12月議会で承認されれば1月ぐらいには保護者のほうにはそのあたりをしっかりと周知をさせていただこうかなと思っております。よろしいですね。1月ぐらいでいいですね。

○教育総務課長 はい。この11月9日に急遽臨時の給食委員会を開かせていただき

まして、保護者の代表の給食委員の方にはこの案で承認をいただいている。その後、議会が通ればまずその給食委員会をもう一度開かせていただいて、こう決定しましたと。その後、学校のほうに周知していくような形で。

○臼井委員 分かりました。

○教育長 ほかよろしいでしょうか。これで構いませんか。まずは4,600円ということで一応承認していただいてよろしいでしょうか。

○岡野委員 これ多分教育委員会としては本当に、子どもが健康で文化的な生活が営めるという、そこが保証されるということが教育委員会としての使命かなと思いますので。

○教育長 はい。ありがとうございます。ただ、議会がどのように判断されるか。

○学校支援課長 100円でも値上げということであれば、何とかならへんのかというところから議論が始まりますので、いろいろと資料作って説明をしても、それでも何とかならへんのかというのでいつも苦労するのですが。

○臼井委員 上げたくないということですか。

○学校支援課長 そうです。議員さんとしてはやっぱり自分の支持者とかに、ちょっと変な言い方したらだめですが、おまえ、何のために議会に行ってるんだ。値上げって言って、もうわかったとか言うたんかというような、そんなところから始まるという実情もよく分かりますので、その辺のところやっぱりおっしゃっていただいたみたいに、栄養価を落とすわけにはいきませんし、今の物価上昇考えたら本当にやむを得ないけれどもというところです。

○臼井委員 そこを考えて多分1年補助という形になるみたい。

○教育長 はい。

○臼井委員 分かりました。

○学校支援課長 決して議会に配慮したわけではないのですが。

○教育長 ありがとうございます。それでは、2つ目を終わらせていただきます。

4 議案（3）広陵町公民館条例の一部を改正する条例（案）について

○教育長 続いて、3つ目の広陵町公民館条例の一部を改正する条例（案）について、これについては別紙を御参照ください。

これについては、生涯学習文化財課長、お願いします。

○生涯学習文化財課長 失礼いたします。それでは、別刷りになっております広陵町公民館条例の一部を改正する条例概要の資料に基づいて説明をさせていただきます。

この広陵町公民館条例と申しますのは、中央公民館、それから各大字にあります地区公民館を分館としてその場所、位置を定めること。それから様々な使用料の根拠について定めた条例になっております。今回は畿央大学付属広陵こども園の建設に伴いまして、既存の平尾公民館の場所が建設用地に含まれる形となり、移設する必要が生じたために、移設先を定めて現在、建築工事を行っておりまして、令和4年度中に完成の見込みとなったことから、平尾公民館の位置について所要の改正を行うものでございます。

2番目の改正内容でございます。条例の中で公民館の分館といたしまして、平尾公民館の位置を大字平尾512番地5というのが既存の場所なのですが、そちらから移設先の広陵町大字平尾619番地1に変更するため、規定を改めるものでございます。今、現状の

既存の公民館につきましてはもう更地になっておりまして、移設先では建築工事が進んでおり、ちょうど建屋が建ち上がった状況になっております。後は、設備工事、内装工事、外構工事が終わりましたら完成という形になるのですが、2月末として現在工事を進めておるところでございます。

次のページが改め文になるのですが、位置をこのような形に改めるという形をとらさせていただいております。

最終ページが新旧対照表になります。条例の中には分館の名称及び位置という形で一覧表になっております。その中で、該当いたします平尾公民館の位置につきまして、この下線のとおりに改めさせていただくということでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願ひします。

○教育長 ありがとうございました。今の説明に対しましてご質問、またはご意見等ございますでしょうか。実際今、建設中でございますので、旧の平尾公民館のほうには畿央大学のこども園が今建設中でございます。それでは、3つ目のほうを終わらせていただきます。

4 議案（4）広陵町立テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する

条例(案)について)

○教育長 続いて、4つ目でございます。広陵町立テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、これも別紙をご参照ください。

部長、お願ひします。

○事務局教育振興部長 失礼します。こちらも今回の議会に上げさせていただくことになる予定のものでございます。前回の議会で広陵町の体育館の設置及び管理に関する条例を改正させていただきまして、使用料を上げさせていただいたり、減免措置等に関して上程させていただきまして承認を得たところでございますが、体育館の条例とは別にテニスコートに関して条例がございまして、そちらも連動して挙げてはいませんでしたので、広陵町体育館に関しての条例に沿った内容でこのテニスコートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例概要ということで、1ページ見ていただいたらと思うのですが、改正理由としては今、申しましたように、テニスコートに関しても同様に整理を行うということになります。改正内容としましては、管理に係る規定の整備ということで、テニスコートの開場時間、休場日、使用許可の条件等に係る規定を条例上に明確化するものになります。

2番目としまして、使用料に係る規定の整理、こちらは体育館での減免措置等、それから還付及び町外の方々の使用に関する規定、こちらも規定されていませんでしたので、条例の中でうたっていくということになります。

(3) 関しましては、それに伴いまして各条が繰下げになりますということになります。

条例文を見ていただきましたら、さらに、改正文になっておりますので、これを1つずつ読んでいきますと大変時間がかかります。変更内容は、一番最後にあります新旧対照表になります。4条から変わっていくわけですが、先ほども申しました開場時間、休場日、使

用の許可に関しましては、体育館の使用に関してと合わせさせていただいているものになり、現在明記されていませんので、つけ加えることになります。7条、8条以降になりますが、使用料に関しましては現在500円は変更ありませんので、8条でそのままの使用料になるのですが、ただし特別の理由がある場合の減免措置として9条以降で明記させていただいております。

あと、広陵町現在各近隣の市町と広域の連携によって協定を結び、各施設を共有していくということで動いております。このままでいきますと広陵町の方々は500円そのままの使用料になるのですが、町外の方が利用になる場合も今のところは500円ということになります。体育館等の規定に合わせますと町外の方が利用される場合は100分の200を乗じてということになりますので、2倍の使用料をいただくということで、各近隣の市町とも合わせるという条例の改正ということになります。また見ていただきまして、ご議論いただけたらと思います。よろしくお願いします。

○教育長 ありがとうございました。今、部長から説明をしていただきましたが、いわゆる体育館の使用料に伴いましてテニスコートの設置と管理についてあやふやになった部分がありましたので、それをしっかりと明確化したということになります。このことにつきまして何かご質問、ご意見等がございましたらよろしくお願いします。よろしいでしょうか。もう特に新旧対照表を見ていただいた中で何かご質問等がございましたらお願いします。

○臼井委員 広陵町のテニスコートって、この東テニスコートというところだけでしたか。

○教育長 いえ、真美ヶ丘のエコマミの北側にある。

○臼井委員 エコマミの北側。あります。あります。

○教育長 あと、それから西谷公園のところ。

○臼井委員 西谷公園があります。川沿いにもありますよね。違いますか。

○教育長 健民の。

○臼井委員 そうそう。健民。1カ所だけ書かれているのですか。

○事務局教育振興部長 この条例に関しましては、東コートだけになります。その川沿いにあるコートだけになります。それ以外のテニスコートに関しましては、都市公園条例の中で定められていまして、そこに関しましては教育委員会ではなくて都市整備課のほうで料金に関しての規定等を改定することになっております。

○臼井委員 同じようにそろえたり。

○事務局教育振興部長 はい。

○臼井委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 教育委員会の管轄ではその広陵東テニスコートだけになります。

○臼井委員 分かりました。

○教育長 はい。そういう状況がございまして。それと、町外の方々が使用されるというのも今、実際その協定を結びまして7市町、いわゆる北葛4町とあと大和高田市、香芝市、それから葛城市、これ含めて広域での利用という形で言われてきましたので、それについてはその町外の方々についてはいわゆる2倍という形での使用。その辺もあやふやな部分があったので、しっかりとそこを規定しようということになりました。

- 臼井委員 分かりました。
- 教育長 以上です。特にございませんか。これはもう。
- 岡野委員 これは今、指定管理で管理されている。
- 教育長 いえ。
- 事務局教育振興部長 指定管理ではなくて。
- 岡野委員 それはされていない。
- 教育長 ないです。
- 事務局教育振興部長 スポーツ振興課のほうで。はい。
- 岡野委員 スポーツ振興課のほうで。
- 教育長 が管理しています。
- 岡野委員 なるほど。この読み替え規定というのは、これから指定管理者に行わせる場合においてはということなのですか。
- 事務局教育振興部長 もしされた場合はその方向で。
- 教育長 はい。
- 岡野委員 そこが審議をしてくださるということですね。
- 教育長 はい。ゆくゆくは町のほうもこういった体育馆であったりとかいうのも指定管理に移行していったほうがスムーズじゃないかということもあって、取りあえずそれもうたっておこうというように。
- 岡野委員 はい。いいと思います。
- 教育長 ありがとうございます。それでは、ありがとうございました。取りあえず議案につきましては全てこれで終わりました。

(会議録調整日) 令和5年1月26日

広陵町教育委員会

教育長

植村俊実

